

令和元年度（第2回）南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会 議事録

日 時：令和2年3月13日 13:30～14:30

場 所：南丹市国際交流会館3階会議室

事務局：南丹市農林商工部農山村振興課

<出席者>

前田博文委員（南丹市猟友会園部支部長）、西村義一委員（南丹市猟友会会長）、吉田直一委員（南丹市猟友会副会長）、市川順一委員（南丹市猟友会副会長）、青山義久委員（京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室長）、奥村安治委員（園部町森林組合代表理事組合長）、小槻忠行委員（八木町森林組合代表理事組合長）、宇野齊委員（日吉町森林組合代表理事組合長）、勝山秀良委員（美山町森林組合代表理事組合長）、榎川善久委員（京都農業協同組合宮農部南丹広域営農センター長）、平野清久委員（南丹市議会産業建設常任委員）、芝原和幸委員（京都府緑の指導員）、中野均委員（京都府緑の指導員）、磯部一男委員（京都府緑の指導員）、大沢泰一委員（南丹市農業委員会会長）、芦田次義委員（上桂川漁業協同組合代表理事組合長）、小中昭委員（美山漁業協同組合代表理事組合長）

<傍聴人数>

1名

<次第>

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 委嘱状の交付
4. 会長及び副会長の選任について
5. 協議事項
 - ① 南丹市鳥獣被害防止計画の策定について
6. その他
7. 閉 会

< 1. 開会 >

事務局：ただ今から令和元年度 第2回 南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会を開催します。

冒頭ではありますが、ご存じのとおり、本会の会長を長らくお勤めいただきました平井一三氏と、同じく委員を長らくお勤めいただきました竹本嘉伸氏のお二方がご逝去されました。ここに、謹んで哀悼の意を表明したいと存じます。

(当日の協議会資料の確認を行う。)

それでは、南丹市長 西村良平よりご挨拶申し上げます。

< 2. 市長挨拶 >

市長：本日は令和元年度、第2回目の野生鳥獣被害対策運営協議会を開催させていただきましたところ、皆様方には年度末の何かと大変お忙しい中、このようにお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回は南丹市鳥獣被害防止計画を新たに策定いただく大変重要な会議を、新型コロナへの安全対策を講じながら開催さしていただき、多数のみなさん参加賜りましたことを御礼申し上げます。コロナの感染については、市内の感染はないが、綾部や福知山などで、大変近くで感染が報道されている、中部総合医療センターで受け入れ態勢は整えているが、幸い運び込まれた感染者はゼロである、絶えず受け入れについては万全の体制をつくりながら対応に当たっていただいている、今後もゼロであることを願う、だが万一の場合はそれぞれ保健所にすぐに相談いただいて、適切な治療に向けて取り組みを進めていきたい。

今年の冬は暖冬で喜んでいる一方では、クマが冬眠しないとか、子供のイノシシが越冬してしまう状況で喜んでばかりはいられない。

農家の皆さんの生産意欲というのは、本当に鳥獣対策にかかっているなど、先般、2月の17日にも農業委員会のほうで、日吉で新規就農者、若手の農業者との懇談会を持っていただいた中で、やっぱり、地域の猟友会等の関係者の皆さんとしっかり連携しながら、継続して被害の対策をとっていかなければならないということで、積極的なご意見が出ていた。

これから、ますます猟友会の皆さん方については、高齢化が進んでいる中、捕獲班を編成するものなかなかむつかしい状況ですが、先般の狩猟セミナーをゆうゆう日吉で京都府や関係市町村が集まって猟友会が中心となってあの取り組みを進めていただいたわけですが、私も寄せていただいて大変会場が多くの方に参加いただいている、関心の高さと、力を合わせてやっていくという、意気込みが会場に漂っていた、満ちていたと感じました。

今日は、西村市猟友会長さんを中心に、今後の鳥獣対策計画を、取り組んでいただく方向付けをいただくわけですが、どうか皆さん方には、鳥獣被害

害の現状を鑑みながら、しっかりとした計画をどうぞお立ていただき、そして市内の大切な産業である農業のために、一肌も二肌も脱いでいただくことを、本当に大変な取り組みでろうと思いますが、ご協力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会にあたってのお願い、御礼のご挨拶に代えさせていただきますたいと思います。皆様方大変ご苦勞様でございます。お世話になります。

< 3. 委嘱状の交付 >

事 務 局：本年度、任期の途中ではありますが、委員の交代がございます。協議会条例第3条第2項に基づきまして西村市長より委嘱状の交付をさせていただきます。

事 務 局：委員様の任期につきましては、協議会条例第4条に基づきまして、本日から令和2年3月31日までの間、お世話になることとなります、どうぞよろしくお願いいいたします。

また、故、竹本委員の後任の委員につきましては、京都府緑の指導員の後任者がまだ任命されておられませんので、任命後の協議会にて委嘱させていただきます。

ここで西村市長につきましては、この後の公務が入っておりますので、席をはずさせていただきます、お許しをいただきたいと思ひます。

事 務 局：本日の出席状況の報告をさせていただきます。協議会委員19名のうち、本日17名の委員の出席をいただいております。協議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。本日半数以上の出席をいただいております、開催要件を満たしておりますので本日の協議会が成立していることを報告申し上げます。

< 4. 会長及び副会長の選任について >

事 務 局：まず、協議事項に入ります前に、故、平井会長のご逝去により会長が不在となっておりますので、本協議会の会長の選任をいただきたく存じます。会長につきましては、協議会条例5条第1項に基づきまして、委員の互選によってこれを定めとなっております。委員の皆様にお伺ひします、いかがさせていただきますらよろしいでしょうか。

委 員：提案をさせていただきます、猟友会の会長としてその捕獲に努められ、その経験、また実践等を通じまして、有害鳥獣の捕獲対策にも熟知されており、また今日までこの運営協議会の副会長として、重責を担って来られました西村副会長さんに会長をお引き受けいただけたらということを提案させていただきます。

事 務 局：ほかにございませんでしょうか。 一意義なし

- 委員：皆さんが了解されるなら、私は会長を受けてさせていただきます。そうなれば、私の後の空席の副会長に、美山漁業協同組合の小中委員を、推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。 一意義なし
- 事務局：ただいま委員から提案いただきました内容は、会長については南丹市猟友会会長であり、当運営協議会副会長であります西村委員にお願いし、空席となる副会長については、美山漁業協同組合 代表理事組合長 小中委員にお願いするという内容でございます。
会長副会長についての委員からの提案がありましたがご異議ございませんでしょうか。 一異議なし
- 事務局：異議なしのご意見をいただきました。それでは改めまして提案内容でご承認いただけますでしょうか。 一異議なし
- 事務局：ありがとうございました。それでは会長に南丹市猟友会会長の西村義一さま、空席となる副会長に美山漁業協同組合代表理事組合長の小中昭さまにお世話になります。どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは新会長と新副会長様からひと言就任のご挨拶をお願いいいたします。
- 会長：平井会長には長い間会長をお世話になりましたが、突然の事故で残念なことになってしまいました。
野生鳥獣についてのいろいろな話し合いについては、京都府猟友会の総会の時にもしておりますが、実際に平成14年16年くらいからは、爆発的にシカが増えましたが、平成20年くらいからは、だいぶ数が減ってきております。それはやはりみんなが頑張って捕獲をやってくれているということで、鳥獣の被害、対策ということで、南丹市では平成26年くらいまでは毎年千頭以上獲っていましたが、今は800頭を切るくらいになってきました、と言うのはそれだけの成果が出ているということになります。今山にシカが5～6頭いるとなっておりますが、あの時代だったら一山に20～30頭いました。それはここで協議をし、有害駆除をやってみなさんが一生懸命努力しているおかげだと思います、これからもがんばってこの協議会をもっともっと引き上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。
- 副会長：さきほどご指名を賜りました美山漁業協同組合の小中でございます。与えられた任期をがんばってまいりたいと思っておりますので、皆さま方のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、就任の挨拶に代えさせていただきます、ありがとうございます。
- 事務局：それでは、協議事項に入らせていただきます。南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会議は会長が議長となることとなっておりますので、早速ではございますが、西村会長さま、よろしくお願いいいたします。

< 5. 協議事項 ①南丹市鳥獣被害防止計画の策定について >

議長：ただ今司会より本協議会条例第 6 条により議長は会長が行うということで、僭越ではございますが、スムーズな議事進行に努めてまいりたいと存じますので、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

これより協議に入ります。南丹市鳥獣被害防止計画の策定につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局：ひととおり説明させていただきますので、質問等については、説明終了後でお世話になりますようよろしくお願いいたします。

まず資料につきましては、冊子の 4 枚目から始まる南丹市鳥獣被害防止計画（案）というものの説明をさせていただきます。

南丹市鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法いわゆる鳥獣被害特措法の第 4 条に基づき、南丹市内の被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために、基本指針としての防止計画として策定されております。本計画につきましては 3 年計画であり、前計画期間は平成 29 年度から平成 31 年度までの計画であったため、今回は、令和 2 年度から令和 4 年度までの計画を新たに策定しております。

それでは内容について説明させていただきます。前計画からの主な変更箇所を中心に説明させていただきたいと思っております。なお、変更箇所については、色付けしておりますのでご確認下さい。番号 1 の対象鳥獣の種類及び計画期間についてですが、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カワウ・アライグマ・ツキノワグマを入れており、計画期間につきましては令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年計画としております。

次に下の（1）の被害の現状についてですが、平成 30 年度の現状値を入れております。被害面積が 79ha、被害金額が 28,791 千円となっております。この数字につきましては、本協議会で毎年報告させていただいている数字となっております。では次に（3）被害の軽減目標については、先ほど説明しました現状値から令和 4 年度には約 30% 減少させることを目標に設定しております。金額については 28,791 千円から、20,100 千円に、面積は 79ha から 55ha を目標としております。それでは次に（5）の今後の取組方針については、従来講じてきた対策に加え、猟友会員の後継者対策や、防護柵未整備地の解消のほかに、新たにニホンザルの分裂が危惧される群れは、大型オリで捕獲し、適正に管理する、と、捕獲個体処分（減容化施設）を建設し、捕獲員の負担を軽減する、を加えております。次に（3）対象鳥獣の捕獲計画については、捕獲計画数は令和 2 年度から令和 4 年度を通して年間で、ニホンジカ 2,500 頭、イノシシ 1,500 頭、ニホンザル 20 頭、カワウ 100 羽、アライグマ 100 頭としております。この捕獲計画の設定の考え方としましては、京都府策定の第 12 次

鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、近年の捕獲実績や被害の現状等を考慮し設定しております。次に番号4の(1)進入防止柵の整備計画についてですが、これについては前計画同様に令和2年度に防除柵電気柵10,000m、令和3年度に防除柵電気柵12,000m、令和4年度に防除柵電気柵13,000mとしております。それでは次に(2)のその他被害防止に関する取り組みについては、進入防止柵の設置に係る技術指導や、追い払いについてを記載しており、サルについては、ICTを活用した広域的情報共有システムによる、農家等への生息状況の提供についてを記載したほか、新たにICTを活用した捕獲わなによる捕獲により、群れの分裂を抑制し、被害の拡大を防ぐ、を追加しております。次に南丹市が加入している鳥獣被害防止協議会、広域連携の協議会として、大丹波地域サル対策広域協議会を記載しております。構成機関の名称が、篠山市が、丹波篠山市となりましたので、名称変更をしております。次に番号7の捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項についてですが、ジビエ利用に関する処理のほか、埋設での処理や、減容化施設等で処理することについて記載しております。

以上が南丹市鳥獣被害防止計画策定についての説明になります、ご審議賜りますようお願いいたします。

- 議 長：ただいま事務局より説明のありました南丹市鳥獣被害防止計画につきまして、なにかご意見質問等はありませんか。 一意見質問なし一
- 議 長：ご質問が無いようですので、南丹市鳥獣被害防止計画(案)につきまして、原案どおり承認いただける方は恐れ入りますが挙手をお願いします。
一挙手全員一
- 議 長：ありがとうございます。よって南丹市鳥獣被害防止計画(案)につきましては、原案どおり承認されましたので、(案)を削除していただきますようお願いいたします。
それでは以上をもちまして、本日予定しておりました協議はすべて終了しました。ありがとうございました。
- 事 務 局：西村会長さま、大変ありがとうございました。本日予定をしておりました協議事項につきましては、全て終了いたしました。ただいまご承認をいただきました南丹市鳥獣被害防止計画に基づきまして、有害鳥獣による農林水産物の被害を軽減するべく、重要課題として捉え、農林家等の皆様の生産意欲の向上、経営の安定を図っていきたいと思います。また、委員の皆様には来月4月にも本会の開催でお世話になり、主に年間捕獲計画等について審議をいただく予定でございます。委員の皆様には今後もお力添え、ご尽力をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

< 6. その他 >

事務局：せつかくの機会でございます、委員の皆様からこの際、何か発言はございますでしょうか。

委員：冒頭市長のほうからありましたとおり、2月17日に農業委員会で担い手等との意見交換会をさせていただきました。その中でも出ておりましたこともありますし、前回、この協議会の中で捕獲頭数が増えたので、各団体の方たちも免許を取って協力していただきたいと、というような意見等も出ました。私ども南丹市農業委員会としても、いろんな話をさせていただいて、できるものはしていこうと動きも今しているところ。その中で出ましたことは、一点目は、わな資格を取った時に、私も農家代表でございますので、狩猟期間中と言うよりは、農作物がいちばん被害にある時にはわなを仕掛けて、獲っていきいたいなという思いが多くのみなさんの意見。そうした中で、免許を取って猟友会に入らせていただいて、猟友会と共に連携をしていく中で、最後の詰まりですね、わなをしかけて捕獲できたとして、最後のとどめというか、そういったことが難しいなという声も出ておまして、そのへんを猟友会の方にしてもらえるのかどうか、ということが一点出てきました。

もう一点は、許可制ということになっていまして、前回初めてこの協議会に入らしていただいた時に、たしかJAさんが許可を取って捕獲をしているという報告がありました。このことについて許可はJAさんだけなのか、もし個人的に許可を取って農作物の収穫までの許可制についてはどういったことになるのか、その2点をお聞かせ願いたい。

事務局：基本的に狩猟期は狩猟免許所持者が狩猟登録をして個人でされる捕獲行為ですが、狩猟期以外の有害駆除は、南丹市が被害軽減の対策として、公共的な事業として猟友会さんに委託という形でお世話になって実施しています。

猟友会に入られて猟友会と連携されるというお話ですので、有害駆除班員として推薦されればそういった連携もできるよう、また地域ぐるみの連携なども勉強しながら、検討も、猟友会の会長さんも含めて相談していきたいと思っています。

2点目の許可相手についてですが、このことについては、現在はJAさんという団体1つでございます。これは、認定事業者の登録や京都府での有害駆除の実績も持っておられ、またマナー講習等も適時行うなど、猟友会に匹敵するとは言えないが、安全が担保できると言える実績を持っておられる中で申請に基づいて許可させていただきました。安全や集団での勉強なり実績を総合的に勘案した中で判断をさせていただいています。以上です。

委員：農業委員会だよりを見ていると、農業委員会でも有害鳥獣の取り組みをされている、こういった取り組みをされているのか、報告いただけたらありがたい。

委員：農業委員会として、昨年度の1月から鳥獣害対策小委員会、地域再生小委員会、担い手対策小委員会という3つの柱を立てて、農業、農村をどう守っていくのかをそれぞれの分野で検討している。特に有害鳥獣については、喫緊の課題としていて、その中でも、処理を埋設ばかりしているの、焼却施設等が必要ではないかということで、福知山の焼却施設を見学に行ったり、また今回微生物を使った処理施設として、京丹波町の施設を見学に行ったりしております。今後の有害鳥獣被害をどういったかたちで無くしていくのか、農家さんが一番困っていることなので、それをどういうふうに進めていくか、またそれを発信していかなければならない、という思いで、小委員会を基本に視察研修等を行っている。またサルについては、駆除が進んでいない、園部の群れは居る場所が分かるようになってきているが、出没地域はだいぶ悩んでおられる、市では広域で対策をやっているの、様子を見ながら、地域でも追い払いを活動を農業委員を筆頭にやっていただきたいと小委員会で申し上げている。

シカ・イノシシについても一昨年より昨年度のほうが被害が多かったように感じる、これをなんとか防止するためにどうしたらいいのかというのを、大学の先生など識者に駆除のしかたとかの研修会をどんどんやっている。農業委員会として一番農家のみなさんに訴えていかなければならないということで、5年ほど前に有害鳥獣対策の防止等の研修を日吉で行いまして、多くのみなさんが関心を持って来られた中、そこで出た問題は、高齢化になってから、柵を一からやり直すのは難しい、これを何とか簡素化できたような対策ができないか、と聞いた。農業委員会としても、各地域に入って話をすると、進入路はだいたいいつも同じということが分かったので、今年度中にマップを作って、地図を見ていただいて地域の中で防除できる体制を農業委員、推進委員が役割を担ってほしいと言うところまで来ている、今年度中には各地域に入ってそういったことを実践していきたい、そのために今小委員会でやっている中身のものを、中間報告という形で、この場で報告できるよう形をとっていきたい。以上です。

委員：カワウについてですが、カワウは日を決めて一斉に捕獲に行っても必ず居るとは限らない、たくさん目撃した時に事務局に連絡してすぐに動けるような流れがいいのでは。

委員：先ほどの農業委員会からの話、他県では農家と猟師が組んで有害駆除をしている所もある、ただし1つのオりに数人が組んで捕獲し、農家のわな免許の方は勉強していただき、将来は自分で最後まで処理できるようになっていただき、一人前になっていただく仕組み。カワウの話は、銃の使える場所は限定されていて、たとえば河川の管理通路では撃てない、他県でカワウの駆除で実績の上げられている方法は散弾銃ではなく空気銃によるもの、空気銃なら音も小さ

くてスコープを装着すると50m先でも点に当てられる。これを使えばかなり実績が上がるが、猟師が狩猟で使わない空気銃を持つ理由がなく、カワウのためだけに30万ほどの銃は買えない。美山で空気銃で活動されて実績を上げられている方もいるが、もっと広げるのには行政で補助していただけるように検討してもらいたい。

委員：美山では駆除班員さんが自前の空気銃を使いかなりの数のカワウの捕獲をしていただいている。それも組合員がカワウを見つけると漁協に連絡が入り、その方に連絡して迅速に対応してもらっている、捕獲の報奨金も市からだけでなく漁協からも上乘せで出し、一昨年は3人で64羽捕獲いただいた。さきほど話があったように効果的にスピーディーに捕獲できている。

< 7. 閉 会 >

副 会 長：週末の午後、また年度末を終わろうとしているこの時期に、ご出席をいただいた各委員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。今日は大変意義のある、いろいろな農業委員さんが、これから田畑の被害をどのように抑えようかという小委員会を立ち上げられたという、新しいニュースを聞かせていただきました。我々も各所属で取り組めることは取り組んで行って、この協議会がより良いひとつの有害鳥獣に対応する委員会にさらになっていくこととともに、有害鳥獣は、常日ごろ猟友会の方々には捕獲に努力していただいています、このことが直接農家の被害減少に繋がっていますので、今後とも猟友会のみなさん方にはよろしくお願ひし、本日の運営協議会の最後の挨拶とさせていただきます。